

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧(基本的施策)

基本的施策	想定される取組内容	令和8年度実施事業	令和7年度実績	令和6年度実績	担当課
1 人権擁護の推進					
国・県等の関係機関と連携し、具体的に生じた差別や人権侵害事象に迅速な対応をするとともに、事象の検証を行い総合的な支援に努めます。また、インターネット上での人権侵害行為に対しては、インターネットを悪用することなくお互いの人権を尊重できるよう、国や県と連携しながらインターネット掲示板の管理者に対し削除要請を行っていきます。併せて国に実効性のある法律の整備を要望していきます。	○人権擁護委員協議会活動を支援し、人権擁護委員との連携を図りながら人権啓発活動を行う。 ○人権擁護委員による特設人権相談所の設置・広報 ○人権週間（12/4～12/10）の広報 ○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間広報 ○ネットモニタリングの実施 ○相談支援窓口「人権福祉センター」の体制充実、相談員の資質向上	・啓発物品配布・人権の花等啓発活動、広報誌・町内放送・広報車巡回による広報活動等 ・さざんか会館、各総合支所に特設人権相談所を設置 ・削除要請	・啓発物品配布・人権の花等啓発活動、広報誌・町内放送・広報車巡回による広報活動等 ・さざんか会館、各総合支所に特設人権相談所を設置 ・削除要請7件 （うち削除実績 0 件）	・啓発物品配布・人権の花等啓発活動、広報誌・町内放送・広報車巡回による広報活動等 ・さざんか会館、各総合支所に特設人権相談所を設置 ・削除要請6件 （うち削除実績 0 件）	人権推進課
○相談・支援体制の充実					
人権が侵害されるおそれのある人や、現に侵害されている人に対しては、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援体制の整備、充実を図る必要があります。人権問題の相談は、同時に生活困窮をはじめ福祉、就労、教育、住宅等の分野にわたる場合や、心理的ケアが必要なケースもあり、当事者本人に寄り添った個別的・包括的・継続的な相談支援に努めていきます。こうした市民の多様で複雑化する人権相談等に対応するため、支援や制度・各相談機関等の存在の周知に努めるとともに、相談に応じる側の専門性を向上させ、他機関との連携を図ることができる人材育成を行う必要があります。生活困窮者の相談支援の窓口である「中央人権福祉センター(パーソナルサポートセンター)」や各地域の相談支援の窓口である「人権福祉センター」をはじめ、ドメスティック・バイオレンス(P38参照)(以下「DV」という。)、いじめ、高齢者や子どもへの虐待、ひきこもり、ヤングケアラーなど、深刻化する人権相談に対する各種相談員の資質向上に取り組むとともに、支援機関等とも連携した包括的支援体制を構築し、支援体制の充実に努めます。	○人権福祉センター相談支援事業 中央人権福祉センター、各地区人権福祉センター（10箇所）による人権相談、生活上の様々な困りごとの相談支援。専門相談員（カウンセラー・弁護士：予約制）による支援	【人権相談】 【生活相談】	【人権相談】 延べ1,418件 【生活相談】 延べ1,323件	【人権相談】 延べ874件 【生活相談】 延べ972件	中央人権福祉センター
	○相談支援担当者会の実施 人権尊重の視点での相談者対応を行うため、各人権福祉センターの相談担当職員、鳥取市社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を対象に毎月1回開催。各センターが受けた具体的事例や相談内容を参考にケース検討。	【相談支援担当者会】	【相談支援担当者会】 実施回数：8回、 出席人数：延べ280人	【相談支援担当者会】 実施回数：8回、出席人数：延べ325人	中央人権福祉センター
	○人権交流プラザの利用促進 施設の利用促進を図り、相談窓口の周知に繋げる。	・人権交流プラザ利用人数	* 内部改修工事のため、令和7年度末まで貸館業務を休止。	* 内部改修工事のため、令和7年度の工事完了まで貸館業務を休止。	中央人権福祉センター
	○各種研修会参加および隣保館連絡協議会との連携 庁内関係課や外部の関係機関が開催する人権に関する研修会や、全国・県隣保館連絡協議会と相互連携し、情報交換や各種研修会参加により職員の資質向上、スキルアップを図る。	【全国・県・東部地区隣保館連絡協議会】 ・全国隣保館連絡協議会主催研修会 ・鳥取県隣保館連絡協議会主催研修会 ・東部地区隣保館連絡協議会主催研修会 ・隣保事業全国研究交流大会 【庁内関係課・外部関係機関】 ・生活困窮者自立支援全国研究交流大会 ・県主催市町村職員相談対応研修会	【全国・県・東部地区隣保館連絡協議会】 ・全国隣保館連絡協議会主催研修会 ・鳥取県隣保館連絡協議会主催研修会 ・東部地区隣保館連絡協議会主催研修会 ・隣保事業全国研究交流大会 【庁内関係課・外部関係機関】 ・生活困窮者自立支援全国研究交流大会 ・県主催市町村職員相談対応研修会	【全国・県隣保館連絡協議会】 ・全国隣保館連絡協議会主催研修会 ・鳥取県隣保館連絡協議会主催研修会 ・隣保事業全国研究交流大会 【庁内関係課・外部関係機関】 ・生活困窮者自立支援全国研究交流大会 ・県主催市町村職員相談対応研修会	中央人権福祉センター

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧(基本的施策)

基本的施策	想定される取組内容	令和8年度実施事業	令和7年度実績	令和6年度実績	担当課
〇連携による総合的支援体制の強化					
差別や人権侵害、犯罪被害者に対しては、被害を受けた人が自立に至るまでの総合的な支援を行うことが必要です。県や警察、法務局等との密接な連携や適切な役割分担により、総合的な支援体制を強化し、迅速な対応に努めます。	〇関係機関と連携した当事者支援 ・生活困窮者 ・犯罪被害者等支援 ・DV被害者支援 ・虐待、ひきこもり、いじめ、ヤングケアラー	・ パーソナルサポートセンター ・ 鳥取県犯罪被害者支援センター ・ 性暴力被害者支援センター ・ こども家庭センター ・ 総合教育センター など	・ パーソナルサポートセンター ・ 鳥取県犯罪被害者支援センター ・ 性暴力被害者支援センター ・ こども家庭センター ・ 総合教育センター など	・ パーソナルサポートセンター ・ 鳥取県犯罪被害者支援センター ・ 性暴力被害者支援センター ・ こども家庭センター ・ 総合教育センター など	人権推進課
(2)人権意識の高揚を図る取組					
すべての人々が、命の大切さについて自覚し、人権問題を単に知識として理解するのみでなく、あらゆる差別や人権問題を自らの課題として真摯に受け止めていくことが不可欠です。それに加え、情報社会では、インターネット上の情報を適正に活用しつつ、自らも情報発信による誹謗中傷の加害者にならないよう、情報モラル教育や啓発の取組も必要です。日常の生活の中で、人権問題に敏感に気づくような感性を育み、あらゆる場面に生かすことができるよう人権意識の高揚を図っていく必要があります。	〇市民集会等の開催 鳥取市人権教育協議会や関係団体と連携し、「人権尊重社会を実現する鳥取市民集会」を開催するほか、各総合支所や各人権福祉センターにおいても様々な人権に関する研修会や講演会を開催。	・ 第52回鳥取市民集会（10/7開催） 1日開催 ※引き続き麒麟のまち圏域参加 ・ 各支所主催研修会	・ 第51回鳥取市民集会（8/7開催） 1日開催 参加者数 1,067人 ※引き続き麒麟のまち圏域参加 ・ 各支所主催研修会 全支所実施 参加者数 461人	・ 第50回鳥取市民集会（8/23開催） 1日開催 参加者数 1,136人 ※麒麟のまち圏域に参加範囲を拡大 ・ 各支所主催研修会 全支所実施 参加者数 652人	人権推進課
そのため、関係機関や市民団体等と連綿と取り組んできた協働・連携による各種集会や講演会等を継続して開催することや、多様な実施主体による自主的な学習や研修等の活動を支援することで、人権意識の高揚を図る教育・啓発の一層の推進に努めていきます。	〇人権ととり講座の開催 様々な人権問題について市民に学習の機会を提供することを目的に、毎年テーマを決め講座を開催。	テーマ「なにが問題？どこに問題？」 ・ 6講座1講演 7回	テーマ「その問題、誰かのことじゃない。」 ・ 6講座1講演 7回 ・ 参加者数 489人	テーマ「誰もが『自分』を生きていく力を…」 ・ 6講座1講演 7回 ・ 参加者数 562人	人権推進課
子どもたちに対しては、発達段階及び地域の実情を踏まえ、家庭・学校・地域などが、それぞれの役割を担いながら、協働して取り組んでいける人権教育を推進していきます。	〇人権教育推進員による啓発活動 市民への人権教育・啓発を行うため人権教育推進員を配置、企業や地域の研修会に派遣し、講師・指導助言を行い、人権教育・啓発の推進を図っている。	集合研修を中心に実施し、コロナ禍以前の開催状況への復調を図る。	集合研修を中心に実施し、コロナ禍以前の開催状況への復調を図る。 ・ 企業研修派遣回数 34回 ・ 地区研修会派遣回数 164回	集合研修を中心に実施し、コロナ禍以前の開催状況への復調を図る。 ・ 企業研修派遣回数 61回 ・ 地区研修会派遣回数 181回	人権推進課
なお、本市の学校における人権教育に関しては、市教育委員会が策定の「学校人権教育推進プラン」によって、その考え方や取組を示し、人権尊重の精神を涵養する教育を一層進めていきます。そうした教育・啓発の際に作成・配布する啓発冊子や資料についても、少しでも人権意識の高揚につながる内容や表現となるよう、常に工夫を凝らして作成していきます。	〇人権標語・ポスターの募集・掲示 人権に関する標語・ポスターを学校や企業から募集し、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、作品を市内の主要な場所に掲示して人権啓発を図る。	・ 11/28開催の人権フォーラムにて表彰式 ・ 市公共施設、小中学校等、保育園、地区公民館などにポスター掲示	・ 12/6開催の人権フォーラムにて表彰式 ・ 市公共施設、小中学校等、保育園、地区公民館などにポスター掲示	・ 12/7開催の人権フォーラムにて表彰式 ・ 市公共施設、小中学校等、保育園、地区公民館などにポスター掲示	人権推進課
人権意識を高める啓発のあり方については、人権に関する専門機関である公益財団法人鳥取市人権情報センター等と協力し、啓発手法の検討やデジタル化社会に対応した取組を進めていきます。	〇公益財団法人鳥取市人権情報センターとの連携 人権情報センターは人権に関する専門機関として、センターの特色である市民参加型の手法を取り入れながら、市からの人権ととり講座やネットモニタリング等の業務委託をはじめ、専門性を活かした様々な研修会や市民団体への活動支援等の事業を実施している。	連携事業 ・ 鳥取市民集会、人権ととり講座、人権フォーラム ・ ネットモニタリング ・ 市報@じんけん、啓発冊子作成等へのアドバイザー ・ 市人権教育推進員の派遣	連携事業 ・ 鳥取市民集会、人権ととり講座、人権フォーラム ・ ネットモニタリング ・ 市報@じんけん、啓発冊子作成等へのアドバイザー ・ 市人権教育推進員の派遣	連携事業 ・ 鳥取市民集会、人権ととり講座、人権フォーラム ・ ネットモニタリング ・ 市報@じんけん、啓発冊子作成等へのアドバイザー ・ 市人権教育推進員の派遣	人権推進課
	〇地域における啓発の促進 地域に根ざした人権啓発を推進するため、市民の自主的活動を推進する目的で、鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会研修や各地区人権同和教育推進協議会等（52地区）が行う自主学習の支援を行っている。	・ 連合会関係会議 総会5/19開催 理事会4回開催 ・ 小地域懇談会	・ 連合会関係会議 総会5/16開催 理事会4回開催 ・ 小地域懇談会 参加者数 6,021人	・ 連合会関係会議 総会5/17開催 理事会6回開催 ・ 小地域懇談会 参加者数 5,661人	人権推進課

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧(基本的施策)

基本的施策	想定される取組内容	令和8年度実施事業	令和7年度実績	令和6年度実績	担当課
	○広報誌・啓発冊子等による啓発 ・市報「シリーズ@じんけん」隔月掲載 ・FM鳥取「人権啓発放送」隔月放送 ・広報誌「センターだより」毎月発行。ホームページ掲載 ・啓発冊子の購入「月間ヒューマンライツ」「月間部落解放」等 ・啓発リーフレット発行等	[テーマ] インターネット（市報5月号）、同和問題（部落差別）（8月号）、外国人（11月号）、男女共同参画（2月号） 年4回掲載 年6回放送 人権福祉センター（10箇所）による広報紙「センターだより」の毎月発行・ホームページ掲載。 庁内各部各支所配布 【検討中】 人権情報センターとの共同作成 《人権啓発・学習資料》 男女共同参画 3,000部	[テーマ] ハラスメントに関する人権問題（市報5月号）、同和問題（部落差別）（8月号）、災害における人権問題（11月号）、男女共同参画白書から考える固定的な性別役割分担意識（2月号） 年4回掲載 年6回放送 人権福祉センター（10箇所）による広報紙「センターだより」の毎月発行・ホームページ掲載。 庁内各部各支所配布 人権情報センターとの共同作成 《人権啓発・学習資料》 「つながる」って、ゆたかだーだれもが安心して暮らせるまちー 3,000部	[テーマ] こどもの人権（市報5月号）、鳥取市民集会（8月号）、世界人権宣言・人権週間（11月号）、アンコンシャス・バイアス（2月号） 年4回掲載 年6回放送 人権福祉センター（10箇所）による広報紙「センターだより」の毎月発行・ホームページ掲載。 庁内各部各支所配布 人権情報センターとの共同作成 《人権啓発・学習資料》 「知らないからわからない」から「知らないからわかりたい」へ 10,000部 新規…第50回市民集会記録番組の政策、全体会のネット配信	人権推進課
	○職域における啓発の促進 職域での人権研修を促進するため、企業の代表者、人権推進員、社員対象に研修会を実施しています。 企業が行う人権計画策定や研修を促進するため、人権教育推進員が企業を訪問し、支援を行います。	・代表者対象研修会 6/10 参加者数76人 ・企業人権啓発推進員対象研修会 10/7 ・社員対象研修会 2/5 計画的な実施に努め、企業内研修に関への講師派遣や人権施策の啓発を実施。	・代表者対象研修会 6/13 参加者数76人 ・企業人権啓発推進員対象研修会 10/9, 10 参加者数317人 ・社員対象研修会 2/6 参加者数58人 計画的な実施に努め、企業内研修に関への講師派遣や人権施策の啓発を実施。	・代表者対象研修会 7/19 参加者数95人 ・企業人権啓発推進員対象研修会 10/3, /4 参加者数254人 ・社員対象研修会 2/7 参加者数48人 計画的な実施に努め、企業内研修に関への講師派遣や人権施策の啓発を実施する。	人権推進課
	○「学校人権教育推進プラン」 現在のプランは、教育基本法に則り、人権施策基本方針第3次改訂（令和6年4月改訂）ふまえ令和7年4月に改訂されたもの。教育委員会では、自らの権利とともに他者の権利を尊重する重要性を学び、生活に生かした行くことを主眼に、1人権尊重精神の涵養を図る教育に取り組み、2自ら学び自ら考える豊かな人間性を培い、3家庭・学校・職場などが役割を持ち協働して取り組む人権教育を推進していくことを「人権教育基本方針」として定めている。	各学校人権教育主任及び採用2年目の者を対象にした鳥取市教職員研修において、学校での人権教育を具体的に進めていくために、「学校人権教育推進プラン」の第2次改訂の趣旨や改訂内容について周知を図った。	各学校人権教育主任及び採用2年目の者を対象にした鳥取市教職員研修において、学校での人権教育を具体的に進めていくために、「学校人権教育推進プラン」の第2次改訂の趣旨や改訂内容について周知を図った。	人権施策基本方針第3次改訂をふまえ、「学校人権教育推進プラン」の第2次改訂を行った。鳥取市人権教育基本方針改訂検討委員会を設置し、7月と8月の計2回委員会を開催し改定案について協議した。定例教育委員会及び文教経済委員会の審議・報告を経て、年度末に市立小・中・義務教育学校に周知する。	総合教育センター

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧(基本的施策)

基本的施策	想定される取組内容	令和8年度実施事業	令和7年度実績	令和6年度実績	担当課
○ 人材育成の取り組み 本市の職員を対象に、さまざまな機会を捉えて人権に関する研修を実施しながら、人材育成に取り組みます。地域・職場等においては関係機関等と連携して人材育成プログラムの作成ならびに研修等を行い、人材育成に努めていきます。 また、人権問題の解決に向けた活動に取り組む市民団体を、育成・支援していこう努めていきます。	○市職員の人材育成 職員研修計画（新採研修、特定課題）	・人権とっとり講座 6/29～10/19 ・第52回人権尊重社会を実現する市民集会 10/7 ・アンコンシャス・バイアスに関する研修（男女共同参画課） ・同和問題研修（人権推進課） 7/2 参加者数 65人（課長補佐級、係長級）	・人権とっとり講座 7/1～9/11 ・第51回人権尊重社会を実現する市民集会 8/7 ・アンコンシャス・バイアスに関する研修 3/19 参加者数 31人（係長級） ・同和問題研修（人権推進課） 7/2 参加者数 71人（係長級）	・人権とっとり講座 6/27～9/28 ・第50回人権尊重社会を実現する市民集会 8/23 ・DV研修（男女共同参画課） 12/11 参加者数 54名（係長級以下） ・同和問題研修（人権推進課） 11/1 参加者数 60人（課長補佐級）	人権推進課
	○地域の指導者の養成 ・地区同推協等会長研修会、地区人権啓発推進員研修会 ・「鳥取市社会人権教育・啓発推進の手引き」を指導者用として各地区に隔年で配布（直近R6）	・会長研修会 6/30 参加者数 45人 ・地区人権啓発推進員研修会 第1回 7/24、25 参加者数 144人 第2回 11/27、28	・会長研修会 6/27 参加者数45人 ・地区人権啓発推進員研修会 第1回 7/18、19 参加者数 161人 第2回 12/5、6 参加者数 125人	・会長研修会 6/28 参加者数 46人 ・地区人権啓発推進員研修会 第1回 7/19、20 参加者数 137人 第2回 12/6、7 参加者数 143人	人権推進課
	○職域の指導者の養成 ・市人協専門部会推進員研修 ・人企連への支援	・行政関係部会 人権啓発推進員研修会 7/15 参加者数45人 ※団体責任者対象研修会と併せ開催 ・人企連 リーダー養成講座 8/21、9/9	・行政関係部会 人権啓発推進員研修会 10/23 参加者数44人 ※団体責任者対象研修会と併せ開催 ・人企連 リーダー養成講座 10/10、17 参加者数 41社、48人	・行政関係部会 人権啓発推進員研修会 9/19 参加者数18人 ・人企連 リーダー養成講座 10/23、11/13 参加者数 40社、47人	人権推進課
	○県外研修会、全国集会への派遣	全国集会（3大会）：各5名派遣	全国集会（2大会）：各5名派遣	全国集会（3大会）：5名派遣	人権推進課
	○人権とっとり講座 地域、職域で人権教育・啓発の取組を推進する人材の育成	地域や職域（本市職員含む）への参加促進を図る。	地域や職域（本市職員含む）への参加促進を図る。 地域推進員参加者数 216名 職域参加者数 161名	地域や職域（本市職員含む）への参加促進を図る。 地域推進員参加者数 164名 職域参加者数 244名	人権推進課
	○人権市民活動支援事業 (市人権情報センター委託事業) 人権活動を目的とした市民団体やNPOの主体的な取組を支援	・4団体支援（同和問題、障がい者の防災、平和と人権）	・4団体支援（同和問題、障がい者の防災、平和と人権）	・3団体支援（同和問題、ハンセン病）	人権推進課

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧(基本的施策)

基本的施策	想定される取組内容	令和8年度実施事業	令和7年度実績	令和6年度実績	担当課
(3)地域共生社会に向けた取組					
〇だれ一人取り残さない地域共生の取組					
地域共生社会とは、人々が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会とするためには、安心して暮らすことのできる地域福祉の推進を基本理念とする「鳥取市地域福祉推進計画」と連携し、①人権課題を含む地域生活課題を「我が事」として住民主体の課題解決の仕組みをつくること、②市町村において、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の包括的な相談支援体制を確立することが必要です。	①地域の福祉活動の促進(地域福祉推進計画実施事業) 市社協と連携し地域の主体的な地域福祉活動を支援 地域福祉相談センター、「話し愛・支え愛」推進事業	【地域福祉相談センター】 センター 25か所 【「話し愛・支え愛」推進事業】	【地域福祉相談センター】 センター 25か所 相談件数 282件 【「話し愛・支え愛」推進事業】 実施 2地区	【地域福祉相談センター】 センター 25か所 相談件数 411件 【「話し愛・支え愛」推進事業】 実施 4地区	地域福祉課
	②居場所づくり事業の実施 地域食堂 子どもの学習支援事業	【地域食堂】 実施箇所：47箇所 【子どもの学習支援事業】 実施会場：3会場、利用人数：7人	【地域食堂】 実施箇所：47箇所 【子どもの学習支援事業】 実施会場：3会場、利用人数：7人	【地域食堂】 実施箇所：43箇所 【子どもの学習支援事業】 実施会場：3会場、利用人数：7人	中央人権福祉センター
	③多機関協働による包括的な支援体制の構築 複合的課題への対応、断らない相談支援体制の構築	【相談支援包括化推進会議】 実施回数	【相談支援包括化推進会議】 実施回数：8回	【相談支援包括化推進会議】 実施回数：11回	中央人権福祉センター
〇ひとりぼっちをつくらない社会的孤独・孤立の解消					
望まない「孤独・孤立」の状態にあり、生きづらさを抱えながらも「助けて」と言えない人たちがいます。令和5(2023)年に孤独・孤立対策推進法が公布され、孤独・孤立は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもので、社会全体で対応しなければならない問題とであることが示されました。	①つながりサポーターの養成	【つながりサポーター養成研修】	【つながりサポーター養成研修】 実施回数：13回 新規登録人数：233人 累計登録者数：863人	【つながりサポーター養成研修】 実施回数：22回 新規登録人数：377人 累計登録者数：630人	中央人権福祉センター
	②孤独孤立対策官民連携プラットフォームによる取組	「官民連携プラットフォームの構成団体の拡充、「つながりサポーター養成研修」の共同実施、物流業界との包括連携によるフードサポート事業の実施。	「官民連携プラットフォームの構成団体の拡充、「つながりサポーター養成研修」の共同実施、物流業界との包括連携によるフードサポート事業の実施。	「官民連携プラットフォームの構成団体の拡充、「つながりサポーター養成研修」の共同実施、物流業界との包括連携によるフードサポート事業の実施。	中央人権福祉センター
	③相談支援包括化推進会議(重層的支援会議)による個別支援 複合的課題への対応、様々な生活課題を抱えた生活困窮者の自立支援	(再掲) 【相談支援包括化推進会議】	(再掲) 【相談支援包括化推進会議】 実施回数：8回	(再掲) 【相談支援包括化推進会議】 実施回数：11回	中央人権福祉センター

鳥取市人権施策基本方針第3次改訂 実施事業一覧(基本的施策)

基本的施策	想定される取組内容	令和8年度実施事業	令和7年度実績	令和6年度実績	担当課
推進体制および進捗管理					
関係部局が横断的に連携するよう「鳥取市人権施策推進庁内会議」で調査・検討を行うとともに、連絡、調整などの情報共有や施策の進捗状況を点検し適切な管理に努めます。「市政推進統括本部会議」で施策方針の決定や情報共有を図ることにより一層の施策推進をめざします。 施策の推進に当たっては、基本方針に基づく事業を定期的に評価し、庁内横断的な組織により進行管理を行います。	①推進体制 - 人権施策推進庁内会議で各人権課題に応じた施策を推進。新たな人権課題の対応等の検討。 - 市政推進統括本部会議で重要施策の方針の決定や情報共有を図りながら全庁的な推進を図る	・7月 実施事業の取組、前年度事例の評価の評価 ・8月 庁内会議で検証、改善策事業の検討（各課→人権推進課に報告） ・2月 庁内会議（実施事業仮評価、課題の共有、改善） ・3月 人権尊重の社会づくり協議会で報告、意見受付	・4月 実施事業の取組、前年度事例の評価の評価 ・5月 庁内会議で検証、改善策事業の検討（各課→人権推進課に報告） ・1月 庁内会議（実施事業仮評価、課題の共有、改善） ・2月 人権尊重の社会づくり協議会で報告、意見受付	・4月 実施事業の取組、前年度事例の評価の評価 ・5月 庁内会議で検証、改善策事業の検討（各課→人権推進課に報告） ・1月 庁内会議（実施事業仮評価、課題の共有、改善） ・1月 人権尊重の社会づくり協議会で報告、意見受付	人権推進課
	②進捗管理 人権施策推進庁内会議で各人権課題に応じた施策を定期的に評価、進行管理を行う。			・2月 市政推進統括本部で報告（協議会委員の意見等のフィードバック、改善、事業への反映）	人権推進課